

返戻金制度について

許可番号 31-ユ-300053

株式会社鳥取銀行

当社は、採用決定者が就業開始後(入社日を起算日とする)、自己都合による退社もしくは、採用決定者の責による解雇(退職日もしくは解雇日を算定日とする)となった場合(以下「退職等」という)、当社は求人者の求めにより、報酬の一部を下記の各号の通りに返還します。ただし、退職等が求人者の責に帰するべき事由に起因する場合はこの限りではありません。

- (1) 30 日以内：報酬の 80%
- (2) 30 日超 90 日以内：報酬の 50%

※この制度は、人材紹介基本契約書等により別の定めをする場合があります。